

被告準備書面（２）第４ １ 授權規定の文理について 法令規程条文

前提

健康保険法 70 条第 1 項（保険医療機関又は保険薬局の責務）

保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第 72 条第 1 項*の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

*第 72 条第 1 項（保険医又は保険薬剤師の責務）

保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

療養担当規則 3 条 1 項（3 条 2 項**による変更適用後）

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第 3 条第 1 3 項¹に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって電子資格確認により当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

療養担当規則 3 条 4 項

保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項*に規定する場合において、患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

**療養担当規則 3 条 2 項

患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「（という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「（という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

規程[有斐閣 法律用語辞典 第 4 版]

一定の目的のために定められた一連の条項の総体をいい、また、その具体的名称として題名に用いられる。現在、法令の名称としては、原則として用いず、「規則」を用いることとされている。例、「鉱業権者は、…保安上必要な措置について…保安規程を定め…なければならない」（鉱保一九①）。

基準[有斐閣 法律用語辞典 第 4 版]

物事を判断するための尺度となるもの。行政機関の行う許可等の行政処分における要件として定められたものをいうことが多い。例、「内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない」（銀行四②）。行政手続法において、許認可等の判断基準（審査基準）をあらかじめ定め、公にすることが求められる（五）。

(法律1) 児童福祉法21条

指定療育機関は、内閣総理大臣の定めるところにより、前条第二項*の医療を担当しなければならない。(備考：20条 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。前項の医療は、次に掲げる給付とする。一 診察*二 薬剤又は治療材料の支給三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護五 移送第二項の医療に係る療育の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行うものとする。都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。指定療育機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。都道府県知事は、指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなったとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不相当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。)

(規程1) 法指定療育機関医療担当規程2条(診療開始時の注意)、3条

第2条 指定療育機関は、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、市長とする。以下同じ。)の交付した療育券を提出して療育の給付に関する診療を求められたときは、正当な理由がなく拒んではならない。

(平七厚告30・一部改正)

第3条 指定療育機関は、療育券を提出して療育の給付に関する診療を求められたときは、当該療育券が有効であることを確かめなければならない。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給

(法律2) 生活保護法第50条1項2項

第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。2項 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(規程2) 指定医療機関医療担当規程2条(医療券及び初診券)、3条

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

(昭26厚告193・一部改正)

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(法律3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条(感染症指定医療機関) 1項、2項、3項

特定感染症指定医療機関の指定は、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上、厚生労働大臣が行うものとする。

2項 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定は、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院(結核指定医療機関にあつては、病院若しくは診療所(第六条第十六項の政令で定めるものを含む。))又は薬局)について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。

3項 感染症指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前二条の規定により都道府県が費用を負担する感染症の患者及び新感染症の所見がある者の医療を担当しなければならない。

(規程3) 感染症指定医療機関医療担当規程 第4条 1項、2項 感染症指定医療機関(第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関を除く。第六条、第九条及び第十条において同じ。)は、措置患者等を入院させるに際しては、法第二十三条又は法第四十九条の規定による通知を提示させること等により、当該措置患者等が入院させるべき者であることを確かめなければならない。

2項 結核指定医療機関は、患者票患者から患者票を提出して診療を求められたときは、その患者票がその患者票患者について交付されたものであること及びその患者票が有効であることを確かめなければならない。

(法律4) 高齢者の医療の確保に関する法律65条(保険医療機関等の責務)

保険医療機関等又は保険医等(健康保険法第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、第71条第1項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を取り扱い、又は担当しなければならない。

(法律4) 高齢者の医療の確保に関する法律71条(療養の給付に関する基準) 1項

療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

(基準4) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準3条(受給資格の確認等)

保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。

2項 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。)又は患者の提

出する被保険者証」とあるのは「という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3項 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和51年厚生省令第36号)第5条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令第6条第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。

4項 保険医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第2項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

5項 保険医療機関は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)の入所者である患者(以下「施設入所者」という。)から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養(医科に係るものに限る。)を受けることを求められた場合には、その者の提示する被保険者証等によつて施設入所者であることを確かめなければならない。

(昭61厚告230・昭63厚告66・平12厚告173・平14厚労告78・平18厚労告106・平18厚労告494・平20厚労告70・平24厚労告202・平28厚労告168・令2厚労告55・令4厚労告268・令5厚労告167・一部改正)

(法律5) 令和元年健康保険法改正前 63条3項

第3項 第1項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

(規則5) 改正前当時の健康保険法施行規則 53条1項

第1項 法第63条第3項 各号に掲げる病院又は診療所(以下「保険医療機関等」という。)から療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養を受けようとする者は、被保険者証を(被保険者が法第74条第1項第2号又は第3号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて)当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(法律6) 覚醒剤取締法21条1項(証紙による封入)

覚醒剤製造業者は、その製造した覚醒剤を厚生労働省令の定めるところにより、容器に納め、かつ、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

(規則6) 覚醒剤取締法施行規則5条(封かん証紙)1項、2項

法第二十一条第一項に規定する政府発行の証紙は、別記第四号様式の定めるところによる。

2 覚醒剤製造業者は、政府発行の証紙の交付を受けようとするときは、別記第五号様

式の定める交付申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

ⁱ **健康保険法 3条 第13項**

この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。